

### Ⅲ

## 人権教育推進の基本方向として

人権教育の具体的推進にあたっては、人権教育の全体的な概念をとらえることが必要です。「人権教育のための国連10年」においては、人権教育を知識として教え学ぶ「人権についての教育」という狭い教育だけではとらえていません。「教育を受けることを人権」として保障すること、さらには、民主的な安心した雰囲気の中で行われる「人権を通じた教育」によって、人権問題の解決や人権を尊重する人間づくり・社会づくりをめざし、「人権のための教育/人権確立をめざす教育」を展開することまで、極めて広い概念でとらえています。

そこで本県においても、人権教育を「人権についての理解を深める教育として」「人権を尊重する主体を育てる教育として」「人権が尊重される教育として」「生涯にわたる学習の保障を通して」といった側面からとらえ、それらを具体的な推進の基本方向としました。

### (1) 人権についての理解を深める教育として

人間の尊厳とは、「人は誰もかけがえのない存在であり、他の誰をもってしてもかえられない」ことといえます。

人権を日常生活に根づかせ、人権問題を解決するためには、人間の尊厳に対する認識や基本的人権を尊重することの大切さを社会に浸透させることが重要です。そして、グローバル化が進展する社会において、多様な価値観や異なる文化を互いに認め合い、共に生きることの意義を理解し認識を深める取組を推進することが求められます。

人権についての正しい知識や認識は、さまざまな人権侵害や人権問題に対して適切に対応し、人権を尊重する技能や態度を身につけるうえでの基礎となるものです。このことは、自らの権利を守り、人権が尊重されるより良い社会をつくるための構成員としての重要な資質でもあります。

人権についての理解を深める教育を推進するにあたっては、地域社会におけるさまざまな学習機会を活用し、日々の生活課題と人権問題についての学習とを効果的に結びつけながら、体系的・計画的に、多様な手法を整えて学習を進めていくことが大切です。そこで、その際にとらえるべき学習の内容を次のように示してみました。

- ・ 人権に関する国内外の宣言や規約等についての学習
- ・ 人権の歴史についての学習
- ・ くらしや社会のなかで起きる人権侵害等についての学習
- ・ 生命の大切さや環境問題についての学習
- ・ 多文化共生についての学習
- ・ 男女の平等や男女共同参画社会の具体化についての学習

## (2) 人権を尊重する主体を育てる教育として

人権を尊重する主体を育てるためには、私たち一人一人が人権についての正しい知識や認識をもつとともに、その正しい知識や認識を具体的な行動につなぐ技能や態度の育成が重要となります。例えば、相手を尊重しながら自分の考えや意見を表現したり、他者の意見を受け止めたりすることができる技能、一人一人の多様性を尊重し、さまざまな課題に積極的にかかわっていかこうとする姿勢や態度などです。人権が侵害されている場面に出会ったとき、これらの知識、技能、態度が相まって、その解決をめざして具体的な行動が生まれてくるのです。

この技能と態度を培う基礎として大切にしたいのが、自分の存在を積極的に認知できる自尊感情であり、他者の思いや願いを敏感にとらえることができる感性です。

私たちは一人で生きているわけではありません。さまざまな人との出会いや地域とのつながりのなかでくらしています。こうした日常のつながりやさまざまな立場の人々との交流によって、自他をかけがえのない存在としてとらえる感情や感性が培われます。さらに、人と人のつながりのなかで自分に気づき、互いに支え合う地域コミュニティづくりに参加する姿勢が生まれ、豊かな人間関係へと広がっていきます。

人権教育では、こうした人権を尊重する主体をもった人間の育成が望まれます。

## (3) 人権が尊重される教育として

人権尊重の精神は、他者とのかかわりを通して培われるものであることから、日々の生活が人権を大切にできる雰囲気や満たされていることが重要となります。

私たちは日常生活において、地域社会に根強く残る「世間体」意識、「イエ」意識、因習等にしばられることがあります。そのことが自らの生活を不自由に行っていることをとらえる必要があります。こうした意識は、自他の尊厳を大切にしながら自らの主張を行うという基本的な行動の様式を育ちにくくさせます。日々の生活において一人一人の人権が大切にされているかどうか、互いの人権を大切にできる営みが生活のあらゆる場面で展開されているかどうかを点検することが求められています。

これまでの取組の成果として、近年、点字案内やスロープの設置、外国語での案内表示など、建物や施設を「人にやさしい」ものにしようとする取組が具体的に進められています。また、手話サークルや高齢者に対する配食サービスの取組、人権に関する自主的活動グループの取組など、さまざまな活動も展開されてきています。今後とも、一人一人が大切にされていると実感できるような地域コミュニティづくりにつながる学習活動の展開を図りたいものです。

そこで、大切にしたい事項を次にあげてみました。

- ・一人一人を大切にできる雰囲気やさまざまな学習活動が行われること
- ・地域に住む一人一人の生活を見つめること
- ・個性と自主性を尊重する地域社会づくりに努めること
- ・一人一人の思いや願いに共感し、共に生きる地域コミュニティづくりを進めること

- ・児童虐待、セクシャルハラスメントやドメスティックバイオレンス等の人権侵害についての相談や保護救済の体制を整えること

#### (4) 生涯にわたる学習の保障を通して

1985年の第4回ユネスコ国際成人教育会議における学習権宣言では、「学習権とは読み書きの権利であり、問い続け・深く考える権利であり、想像し・創造する権利であり、あらゆる教育の手だてを得る権利であり、個人および集団の力を発達させる権利である」と述べられています。そして、「学習権は人類の生存にとって不可欠な道具」であるとし、普遍的な基本的人権の一つであるとしています。

長欠・不就学克服の取組を積極的に進めてきた同和教育は、憲法や教育基本法に定められた「教育を受ける権利の保障」をめざした取組であり、一人一人の学習権を保障する人権教育の具体的実践でした。同和地区における識字学級の取組も、差別によって文字の習得を妨げられてきた人々が学習を通して「教育を受ける権利」を行使する営みでした。

「人権教育のための国連10年」国連決議では、人権教育を「生涯を通じて総合的なプロセスを構成すべきである」と示し、その行動計画では人権教育を生涯学習と位置づけています。生涯にわたって学習権が保障され、自分らしく豊かに自己実現を図っていくことができる社会の実現は、人権文化のめざすところです。

高度情報化が進む21世紀にあって、さまざまな情報から何が真実かを読みとり、それを活用する能力をつけることは、学習権を保障するうえでの大切な要素となります。「教育を受けること自体が人権」という認識をもちながら、生涯のあらゆる機会を通じての「学び」の保障を人権教育の具体的内容として整えたいものです。



「第7回なら・ヒューマンフェスティバル」にて



川西町内識字学級にて